

## 経過措置終了となる事項について

令和3年度介護報酬改定により新たに定められ、経過措置により令和6年3月31日まで努力義務とされていた事項の概要です。経過措置終了後は義務化されるため、今年度中の対応をお願いいたします。

また、今回の介護報酬改定により一部の事項については、未策定や未実施の場合の減算規定が新設されたため、事業所での取組状況や体制を確認の上、減算に該当する事業所においては、必要な届出をしてください。

※算定要件や減算内容の詳細に関しては、厚生労働省資料をご確認ください。

### 1 業務継続に向けた取組の強化【全サービス共通】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

#### ○減算規定新設（詳細は厚生労働省資料参照）

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

### 2 高齢者虐待について【全サービス共通】

介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

#### ○減算規定新設（詳細は厚生労働省資料参照）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

### 3 感染症対策の強化【全サービス共通】

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

### 4 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ【全サービス（居宅介護支援を除く）】

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

### 5 口腔衛生管理の強化【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。

### 6 栄養ケア・マネジメントの充実【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

介護保険施設の入所者に対する栄養管理について、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを義務付ける。

#### ○減算規定

栄養管理の基準を満たさない場合、規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算される。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く）